

子ども・子育て支援事業計画の  
 中間年の見直しの「量の見込み」・「確保方策」比較表  
 (第2期葉山町子ども・子育て支援事業計画 P33 からを抜粋)

<教育・保育及び地域型保育事業>

(1) 1号認定(満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども)

(現行の計画)

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。  
 うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園に対する説明会等で認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進します(令和4年度までに2か所)。

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
① 量の見込み	453	428	361	348	349
1号認定	453	428	361	348	349
② 確保方策	945	885	875	875	875
認定こども園(幼稚園型) (施設型給付含む)	175	430	420	420	420
施設数(か所)	1	2	2	2	2
確認を受けない幼稚園	770	455	455	455	455
施設数(か所)	4	3	3	3	3
②-①	492	457	514	527	526

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 現在、町内にある私立幼稚園は5か所です。  
うち、新制度移行園1か所、新制度未移行園4か所です。

【確保方策】

- 幼稚園を希望する保護者が多いことに配慮しつつ、幼稚園に対する説明会等で認定こども園の制度を深く理解してもらい、認定こども園への移行を推進し、令和7年度に1か所移行することを目指します。

【年度別見込量】

(単位：人)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
① 量の見込み	381	357	365	349	337
1号認定	381	357	365	349	337
② 確保方策	945	945	945	945	945
認定こども園(幼稚園型、幼保 連携型)(施設型給付含む)	175	175	175	175	175
施設数(か所)	1	1	1	1	1
確認を受けない幼稚園	770	770	770	770	770
施設数(か所)	4	4	4	4	4
②-①	564	588	580	596	608

①量の見込み

推計人口を修正したため、そこから導いた人数に修正しています。

②確保方策

当初計画では、令和3年度に1園、確認を受けない幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行する予定でしたが、現時点で見通しが立っていないため、令和2年度と同様とします。また、令和4年度に1園、施設型給付園も幼保連携型認定こども園へ移行予定でしたが、こちらは令和7年度の移行を目指します。

(2) 2号認定（満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

**(現行の計画)**

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

**【確保方策】**

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、1園あたり45人の2号認定子どもの受入れを目指します（令和4年度までに2か所）。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

**【年度別見込量】**

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
① 量の見込み	304	287	242	234	234
2号認定(教育ニーズ)	83	78	66	64	64
2号認定(その他)	221	209	176	170	170
② 確保方策	234	294	339	339	339
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	60	105	105	105
施設数(か所)	0	1	2	2	2
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	128	128	128	128	128
施設数(か所)	4	4	4	4	4
認可外保育施設	46	46	46	46	46
施設数(か所)	4	5	5	5	5
②-①	-70	7	97	105	105

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 2号認定については基本的に認可保育所及び認可外保育施設で対応していきますが、教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園の認定こども園の移行にも取り組んでいきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和3年度までには、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

**【確保方策】**

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、令和7年度に1か所移行することを目指します。1園あたり45人の2号認定子どもの受入れを目指します（令和4年度までに2か所）。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和3年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

**【年度別見込量】**

(単位：人)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
① 量の見込み	<u>340</u>	<u>339</u>	<u>361</u>	<u>345</u>	<u>333</u>
2号認定(教育ニーズ)	<u>123</u>	<u>106</u>	<u>117</u>	<u>112</u>	<u>108</u>
2号認定(その他)	<u>217</u>	<u>233</u>	<u>244</u>	<u>233</u>	<u>225</u>
② 確保方策	<u>345</u>	<u>371</u>	<u>362</u>	<u>357</u>	<u>342</u>
<b>(教育ニーズ)</b>					
<u>認定こども園・施設型給付の幼稚園、私学助成の幼稚園</u>	<u>123</u>	<u>106</u>	<u>117</u>	<u>112</u>	<u>108</u>
施設数(か所)	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>	<u>5</u>
<b>(その他)</b>					
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
施設数(か所)	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
認可保育所(公立)	60	60	60	60	60
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	<u>101</u>	128	128	128	128
施設数(か所)	<u>3</u>	4	4	4	4
認可外保育施設	<u>61</u>	<u>77</u>	<u>57</u>	<u>57</u>	46
施設数(か所)	4	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	5
②-①	<u>5</u>	<u>32</u>	<u>1</u>	<u>12</u>	<u>9</u>

(3) 3号認定（満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども）

**(現行の計画)**

- 3号認定については基本的に認可保育所で対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和2年度には、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

**【確保方策】**

- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和2年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 家庭的保育事業（保育ママ）を確保します（県子育て支援研修を活用）。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

**【年度別見込量】**

（単位：人）

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	206	208	226	220	213
3号認定	206	208	226	220	213
②確保方策	158	210	255	255	255
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	45	45	45
施設数(か所)	0	0	1	1	1
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	89	89	89	89	89
施設数(か所)	4	4	4	4	4
小規模保育事業	10	48	48	48	48
事業者数(か所)	1	3	3	3	3
家庭的保育事業	0	2	2	2	2
人数(数)	0	1	1	1	1
認可外保育施設	19	31	31	31	31
施設数(か所)	4	5	5	5	5
②-①	-48	2	29	35	42

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 3号認定については基本的に認可保育所で対応していきます。
- 令和元年度時点で、町内にある保育施設は認可保育所が4か所、小規模保育施設が2か所です。
- 令和3年度までには、町内にある保育施設は認可保育所が5か所、小規模保育施設が1か所となる見込です。

**【確保方策】**

- 幼稚園の認定こども園への移行を推進し、令和7年度に1か所移行することを目指します。
- 町内の小規模保育施設から認可保育所へ移行するための支援をします（令和3年度までに5か所、うち1か所は小規模保育施設からの移行）。
- 家庭的保育事業（保育ママ）を確保します（県子育て支援研修を活用）。
- 地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業など）については、卒園後も安心して利用できるように、連携施設を設定するほか円滑な接続に配慮します。
- 子どもの人口の減少が見込まれるものの、女性の就業率の上昇に対応できるよう、保育サービスの充実を図ります。

**【年度別見込量】**

（単位：人）

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	<u>195</u>	<u>196</u>	<u>193</u>	<u>176</u>	<u>167</u>
3号認定	<u>195</u>	<u>196</u>	<u>193</u>	<u>176</u>	<u>167</u>
②確保方策	<u>163</u>	<u>159</u>	<u>176</u>	<u>176</u>	<u>210</u>
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
施設数(か所)	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>
認可保育所(公立)	40	40	40	40	40
施設数(か所)	1	1	1	1	1
認可保育所(私立)	<u>74</u>	89	89	89	89
施設数(か所)	<u>3</u>	4	4	4	4
小規模保育事業	<u>29</u>	<u>10</u>	<u>25</u>	<u>25</u>	48
事業者数(か所)	<u>2</u>	<u>1</u>	<u>2</u>	<u>2</u>	3
家庭的保育事業	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	2
人数(数)	0	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	1
認可外保育施設	<u>20</u>	<u>20</u>	<u>22</u>	<u>22</u>	31
施設数(か所)	4	<u>4</u>	<u>4</u>	<u>4</u>	5
②－①	<u>-32</u>	<u>-37</u>	<u>-17</u>	<u>0</u>	<u>43</u>

【年度別見込量・内訳】

(現行の計画)

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	45	44	42	41	40
3号認定	45	44	42	41	40
②確保方策	33	44	59	59	59
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	15	15	15
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	24	24	24	24	24
小規模保育事業	2	10	10	10	10
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	2	4	4	4	4
②－①	-12	0	17	18	19

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	161	164	184	179	173
3号認定	161	164	184	179	173
②確保方策	125	166	196	196	196
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	30	30	30
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	65	65	65	65	65
小規模保育事業	8	38	38	38	38
家庭的保育事業	0	1	1	1	1
認可外保育施設	17	27	27	27	27
②－①	-36	2	12	17	23

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

(0歳)

(単位：人)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	37	35	26	26	26
3号認定	37	35	26	26	26
②確保方策	34	34	37	37	44
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	0	0	0
認可保育所(公立)	5	5	5	5	5
認可保育所(私立)	21	24	24	24	24
小規模保育事業	5	2	5	5	10
家庭的保育事業	0	0	0	0	1
認可外保育施設	3	3	3	3	4
②-①	-3	-1	11	11	18

(1～2歳)

(単位：人)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	158	161	167	150	141
3号認定	158	161	167	150	141
②確保方策	129	125	139	139	166
認定こども園 (幼稚園型、幼保連携型)	0	0	0	0	0
認可保育所(公立)	35	35	35	35	35
認可保育所(私立)	53	65	65	65	65
小規模保育事業	24	8	20	20	38
家庭的保育事業	0	0	0	0	1
認可外保育施設	17	17	19	19	27
②-①	-29	-36	-28	-11	25



<地域子ども・子育て支援事業>

(1) 利用者支援事業

**(現行の計画)**

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。  
相談事業を相談員等が行う基本型と保健師等の専門職が行う母子保健型があります。

**【確保方策】**

- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とします。
- また、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の充実を図ります。

**【年度別見込量】**

(単位：か所)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し) ※修正なし**

- 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。  
相談事業を相談員等が行う基本型と保健師等の専門職が行う母子保健型があります。

**【確保方策】**

- 子育て支援センターでの相談事業を基本型、子ども育成課窓口での相談事業を保健師等の専門職が対応する母子保健型とします。
- また、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の充実を図ります。

**【年度別見込量】**

(単位：か所)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
量の見込み(A)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
確保方策(B)	2	2	2	2	2
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1
差引(B)－(A)	0	0	0	0	0

## (2) 地域子育て支援拠点事業

### (現行の計画)

- 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 子育て支援センターと児童館・青少年会館のひろば事業などが想定されています。

### 【確保方策】

- 量の見込みについては、充足していることが考えられ、子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策としますが、今後、地域のニーズや実情を踏まえ、子育て広場事業の拡充を検討します。
- また、利用者支援事業等を通じて、地域子育て支援拠点事業に関する情報提供を行い、利用促進を図るとともに、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の検討を行います。

### 【年度別見込量】

(単位：人回/月)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	5,983	5,983	6,425	6,227	6,029
②確保方策(か所)	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 乳幼児およびその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- 子育て支援センターと児童館・青少年会館のひろば事業などが想定されています。

【確保方策】

- 量の見込みについては、充足していることが考えられ、子育てひろば事業を実施する場所の数を確保方策としますが、今後、地域のニーズや実情を踏まえ、子育て広場事業の拡充を検討します。
- また、利用者支援事業等を通じて、地域子育て支援拠点事業に関する情報提供を行い、利用促進を図るとともに、令和2年度以降に利用者からの意見等を伺い、よりよい事業の実施形態の検討を行います。

【年度別見込量】

(単位：延べ人数/年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	3,523	4,982	6,425	6,227	6,029
②確保方策(か所)	8	8	8	8	8
地域子育て支援拠点事業	1	1	1	1	1
その他	7	7	7	7	7

- 令和2・3年度の実績は、子育て支援センター、児童館・青少年会館の来館者のうち未就学児の人数を合計したものです。
- 令和4年度の実績は年度末に判明します。
- 令和5年度に予定しているアンケート（ニーズ）調査の結果を基に、必要に応じて事業の拡充と次期（第3期）計画への位置づけを検討します。

### (3) 妊婦健康診査事業

#### (現行の計画)

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

#### 【年度別見込量】

(単位：人回／年)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156
②確保方策	2,436	2,366	2,296	2,212	2,156

※対象者として0歳児の推計人口を想定 0歳児推計人口×14回(健診回数)

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人回／年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	1,844	1,768	1,834	1,834	1,834
②確保方策	1,844	1,768	1,834	1,834	1,834

※対象者として0歳児の推計人口を想定 0歳児推計人口×14回(健診回数)

- 令和4年度以降は、見直し後の人口推計で計算した「0歳児推計人口×14回(健診回数)」の値を記載しています。

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業

##### (現行の計画)

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

##### 【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

##### 【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	174	169	164	158	154
②確保方策	174	169	164	158	154

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、母子の健康状態の確認や子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。

【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	137	128	131	131	131
②確保方策	137	128	131	131	131

- 令和4年度以降は、見直し後の人口推計のうち0歳児の人数をそのまま記載していません。



## (5) 養育支援訪問事業・子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

### (現行の計画)

- 「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。
- 葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で、事業を実施しています。

### 【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。
- 「養育支援家庭訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。

### 【年度別見込量】

(単位：人／年)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	45	44	43	41	40
②確保方策	45	44	43	41	40

### (令和2・3年度実績及び中間見直し)

- 「養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業」と「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と連携強化を図る取組を実施する事業」です。
- 葉山町では、それぞれ「養育支援家庭訪問事業」及び「児童相談事業」という名称で、事業を実施しています。

#### 【確保方策】

- 従来から行われている事業ですが、令和2年度以降も着実に事業を実施します。
- 「養育支援家庭訪問事業」では、理学療法士等の派遣や養育支援員による訪問を実施します。
- 「子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業」では、葉山町要保護児童対策地域協議会の連携強化を図るほか、親育ち支援プログラムや虐待予防講演会を実施します。

#### 【年度別見込量】

(単位：延べ人数／年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	12	68	43	41	40
②確保方策	12	68	43	41	40

- 令和2・3年度の実績からわかるように、年度により件数が大きく変わるため、令和4年度以降の数値は当初計画のままとします。

## (6) 子育て短期支援事業

### (現行の計画)

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

### 【確保方策】

- 子育て支援センターや保健師等による相談の状況等を鑑みながら、必要に応じて事業の実施を検討していきます。

### 【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	0	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>
②確保方策	0	0	0	<u>0</u>	<u>0</u>

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

**【確保方策】**

- 子育て支援センターや保健師等による相談の状況等を鑑みながら、必要に応じて事業の実施を検討し、令和5年度からの受け入れ開始を目指します。

**【年度別見込量】**

(単位：人日／年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	0	0	0	36	36
②確保方策	0	0	0	36	36
<u>短期入所生活援助事業 (ショートステイ)</u>	0	0	0	24	24
<u>夜間養護等事業 (トワイライトステイ)</u>	0	0	0	12	12
<u>児童養護施設数(か所)</u>	0	0	0	1	1

- 令和5年度より、児童養護施設にて短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）の受け入れ開始を目指します。

## (7) ファミリー・サポート・センター事業

### (現行の計画)

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

#### 【確保方策】

- 毎年度、支援会員を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

#### 【年度別見込量】

(単位：人日／年)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②確保方策	1,201	1,175	1,145	1,101	1,073
②－①	0	0	0	0	0

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

**【確保方策】**

- 毎年度、支援会員を増やし、量の見込みに合う提供体制を整えます。
- 支援会員を養成するほか、依頼会員と支援会員のマッチングに取り組みます。

**【年度別見込量】**

(単位：延べ人数/年)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	<u>1,017</u>	<u>947</u>	1,145	1,101	1,073
②確保方策	<u>1,017</u>	<u>947</u>	1,145	1,101	1,073
②-①	0	0	0	0	0

- 令和4年度の実績は年度末に判明します。
- 令和5年度以降も計画と大幅な乖離は見込まれないため、当初計画のままとします。

(8) 一時預かり事業

(現行の計画)

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

【確保方策】

- 一時預かりを提供できる場所を増やします。
- 教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実を図ります。
- 従来から行われている事業ですが、すべての幼稚園で預かり保育を実施します。長期休暇中の預かり保育にも対応していきます。
- 保育所では、待機児童の状況（通常保育の受入れ状況）を踏まえながら、提供できる施設数を増やします。

①幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
②確保方策	人日	23,194	21,923	18,486	17,821	17,850
	か所	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

②幼稚園以外の一時預かり

【年度別見込量】

(単位：人日／年)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		2,747	2,655	2,486	2,403	2,369
②確保方策	人日	2,100	2,100	3,350	3,350	3,350
	か所	2	2	3	3	3
②-①		-647	-555	864	947	981

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な支援を行う事業です。

**【確保方策】**

- 一時預かりを提供できる場所を増やします。
- 教育ニーズの高い2号認定も見込まれることから、幼稚園及び認定こども園における一時預かりの充実を図ります。
- 従来から行われている事業ですが、すべての幼稚園で預かり保育を実施します。長期休暇中の預かり保育にも対応していきます。
- 保育所では、待機児童の状況（通常保育の受入れ状況）を踏まえながら、提供できる施設数を増やします。

①幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

**【年度別見込量】**

（単位：延べ人数／年）

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み		8,009	9,765	11,906	14,516	17,699
②確保方策	人日	8,009	9,765	11,906	14,516	17,699
	か所	5	5	5	5	5
②-①		0	0	0	0	0

②幼稚園以外の一時預かり

**【年度別見込量】**

（単位：延べ人数／年）

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み		1,463	1,670	2,486	2,403	2,369
②確保方策	人日	2,100	2,100	2,100	3,350	3,350
	か所	2	2	2	3	3
②-①		637	430	-386	947	981

- 量の見込みについて、①幼稚園及び認定こども園は、実績値との乖離が大きいため、直近の伸び率をもとに修正しました。②幼稚園以外の一時預かりについては、コロナで減らした定員を戻すことも見込み、令和5年度以降は修正なしとします。
- 令和4年度の実績は年度末に判明します。
- 当初計画では、令和4年度に1か所増設予定でしたが、現時点で見通しが立っていないため、令和3年度のままだ修正しています。



## (9) 延長保育事業

### (現行の計画)

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

#### 【確保方策】

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

#### 【年度別見込量】

(単位：人／月)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		404	391	366	353	349
②確保方策	人日	404	391	366	353	349
	か所	6	6	6	6	6
②-①		0	0	0	0	0

(令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【確保方策】

- 保育所を利用している人が、確実に利用できる体制を整えていきます。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み		167	172	366	353	349
②確保方策	人日	167	172	366	353	349
	か所	6	6	7	7	7
②-①		0	0	0	0	0

- 令和4年度の実績は年度末に判明します。
- 利用者が年々増えていることから、令和5年度以降は修正なしとします。

(10) 病児・病後児保育事業

**(現行の計画)**

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

**【確保方策】**

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 病児保育は令和2年度から広域での実施検討を開始し、令和4年度からの受入れを目指します。受入れ施設は、1日あたり1人を目安とします（広域での実施を想定）。

**【年度別見込量】**

(単位：人日／年)

		令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み		<u>225</u>	<u>218</u>	204	197	194
②確保方策		245	245	<u>495</u>	495	495
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	240	240	<u>490</u>	490	490
	か所	1	1	<u>2</u>	2	2
ファミリー・サポ ート・センター	人日	5	5	5	5	5
②－①		<u>20</u>	<u>27</u>	<u>291</u>	298	301

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し)**

- 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

**【確保方策】**

- 病後児保育は、すでにファミリー・サポート・センターで実施されており、引続き継続します。
- 病後児保育を実施できる施設数を増やします。
- 受入れ施設の設置のために、広域での設置も含めて検討します。

**【年度別見込量】**

(単位：人日／年)

		令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み		<u>5</u>	<u>32</u>	204	197	194
②確保方策		245	245	<u>245</u>	495	495
病児保育事業 (病後児保育含む)	人日	240	240	<u>240</u>	490	490
	か所	1	1	<u>1</u>	2	2
ファミリー・サポ ート・センター	人日	5	5	5	5	5
②－①		<u>240</u>	<u>213</u>	<u>41</u>	298	301

- 当初計画では、令和4年度から新たに広域での実施を予定していましたが、現時点で見通しが立っていないため、令和6年度までに修正しています。
- 令和4年度の実績は年度末に判明します。

## (11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### (現行の計画)

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【確保方策】

- 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。
- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置するとともに、放課後デイサービスを含め、障害のある児童の放課後の居場所の充実を図ります。
- 学童クラブや児童館・青少年会館等、放課後の居場所に関する情報提供の充実を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
  - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することを目指します。
  - ・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和3年度から1年に1か所のペースで新設することを目指します。
  - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
  - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
  - ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
  - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
  - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
  - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

【年度別見込量】

(単位：人／月)

	令和2年度 (推計)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
①量の見込み	<u>327</u>	<u>341</u>	359	373	392
小学1年生	<u>102</u>	<u>107</u>	112	117	123
小学2年生	<u>91</u>	<u>95</u>	100	104	110
小学3年生	<u>71</u>	<u>74</u>	78	81	85
小学4年生	<u>37</u>	<u>38</u>	40	42	44
小学5年生	<u>17</u>	<u>18</u>	19	19	20
小学6年生	<u>9</u>	<u>9</u>	10	10	10
②確保方策	<u>325</u>	<u>365</u>	<u>405</u>	<u>445</u>	<u>445</u>
施設数	10	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>13</u>
②-①	<u>-2</u>	<u>24</u>	<u>46</u>	<u>72</u>	<u>53</u>

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

※ 施設数については、民間学童クラブを含みます。

## (令和2・3年度実績及び中間年見直し)

- 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

### 【確保方策】

~~○ 令和3年度から徐々に供給量を拡大していきます。~~

- 町直営の学童クラブは確保方策として見込んでいますが、学童クラブのニーズの状況により実施方法の検討を行うこととします。
- 学童クラブについて、現行の障害児受入推進事業を継続し、必要に応じて加配指導員を配置するとともに、放課後デイサービスを含め、障害のある児童の放課後の居場所の充実を図ります。
- 学童クラブや児童館・青少年会館等、放課後の居場所に関する情報提供の充実を図ります。
- 新・放課後子ども総合プランの趣旨に沿った学童クラブ及び放課後子ども教室の実施を目指し、次の取組みを推進します。
  - ・ すべての小学校内で学童クラブと放課後子ども教室を一体型で実施することとし、早期開設を目指します。
  - ~~・ 小学校内で実施する学童クラブと放課後子ども教室の一体型は、令和6年度中に1か所新設することを目指します。~~
  - ・ 学童クラブを利用する児童が放課後子ども教室を利用する場合の児童の受け入れ、引き渡し等について、双方の運営者が連携を図るよう協議をしていきます。
  - ・ 小学校内への学童クラブ及び放課後子ども教室の設置に際しては、余裕教室の活用等を教育委員会と小学校と運営者との間で十分な協議を行います。また、小学校内に学童クラブ及び放課後子ども教室を設置する際は、小学校ごとに、小学校と運営者の間における運用ルールなど、学校施設の使用に当たって、学校や関係者の不安感が払拭されるよう努めます。
  - ・ 小学校と運営者が定期的に連絡会を開くなどして、連携が取りやすくなるよう互いに情報共有をします。
  - ・ 学童クラブについて、利用する保護者のニーズに合った開所時間の設定に努めます。
  - ・ 町や県等が実施する研修への参加を促進し、学童クラブの役割をさらに向上させます。
  - ・ 町のホームページや広報紙、学童クラブからの直接の発信による、情報周知を検討します。

## 【年度別見込量】

(単位：人／月)

	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績見込み)	令和5年度 (中間見直し)	令和6年度 (中間見直し)
①量の見込み	305	313	359	373	392
小学1年生	110	100	112	117	123
小学2年生	77	105	100	104	110
小学3年生	62	64	78	81	85
小学4年生	30	18	40	42	44
小学5年生	14	20	19	19	20
小学6年生	12	6	10	10	10
②確保方策	322	323	325	325	365
施設数	10	10	10	10	11
②-①	17	10	-34	-48	-27

※ 確保方策については、「みんなの公共施設未来プロジェクト」を踏まえ、変更する場合があります。

※ 施設数については、民間学童クラブを含みます。

- 当初計画では、令和3年度から供給量の拡大を予定していましたが、現時点で新規開設には至っていないため、令和3年度以降について、見直しを行いました。
- 令和4年度の実績は年度末に判明します。
- 令和5年度以降も計画と大幅な乖離は見込まれないため、当初計画のままとします。



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(現行の計画)

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成をする事業です。

(対応案)

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し) ※修正なし**

- 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等及び幼稚園（未移行）における食材費（副食費）に対する助成をする事業です。

**(対応案)**

- 今後は、利用者ニーズ等の動向や、他の費用助成事業の状況を踏まえつつ、必要となる事業実施に努めます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(現行の計画)

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

(対応案)

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。

**(令和2・3年度実績及び中間年見直し) ※修正なし**

- 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。

**(対応案)**

- 今後は、各事業等のニーズ動向を踏まえつつ、対応するための事業確保に向けた事業者の育成・参入につながるように必要に応じた事業実施に努めます。